

令和4年度高槻市町名地番改正調査委員会

資料

高槻市町名地番改正調査委員会

令和4年7月6日(水)午前9時30分から
高槻市役所 本館3階 第2委員会室

目 次

令和4年度高槻市町名地番改正調査委員会議事次第1
令和4年度高槻市町名地番改正調査委員会委員名簿2
高槻市附属機関設置条例(抄)3
高槻市町名地番改正調査委員会規則(抄)4
高槻市町名地番改正調査委員会の会議の公開に関する要綱(抄)5
高槻市町名地番改正調査委員会傍聴要領(抄)7
住居表示の実施状況8
高槻市住居表示整備実施基準(抄)9
住居表示に関する法律(抄)10
地方自治法(抄)11
変更前の町区域図 別図112
変更後の町区域図(案) 別図213
町区域図 詳細イメージ図(案)14

令和4年度高槻市町名地番改正調査委員会 議事次第

議 案	案 件
第 1	委員長の選出について
第 2	委員長職務代理者の指名について
第 3	会議録署名委員について
第 4	住居表示整備事業実施経過報告について
第 5	諮詢について
第 6	答申について

令和4年度 高槻市町名地番改正調査委員会委員名簿

(定数9名 敬称略 順不同)

(1) 市議会議員

名称	氏名
	山口 重雄
高槻市議会議員	岩 為俊
	高島 佐浪枝
	遠矢 家永子

(2) 関係団体を代表する者

団体名	氏名
磐手地区コミュニティ協議会	土井 六三
成合自治会	田村 精三

(3) 関係行政機関の職員

機関名	氏名
大阪法務局北大阪支局	中谷 勝彦
高槻警察署	林 敏郎

(4) 市の職員

部名	氏名
高槻市消防本部	原田 辰幸

○高槻市附属機関設置条例（抄）

平成 24 年 12 月 19 日
条例第 36 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担任事務）

第 3 条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担任事務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第 4 条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者の中から同表執行機関の欄に掲げる執行機関が任命する。

3 委員（市の職員の中から任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 5 条 この条例又は法律若しくはこれに基づく政令若しくは他の条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

別表（第 2 条—第 4 条関係）

執行機関	名称	担任事務	人数	構成	任期
市長	高槻市町名地番改正調査委員会	市の町名、地番を整理して、町名を選び、町の区画を定める等、その他町名地番の改正に関する重要事項の調査審議に関する事務	若干人	(1) 市議会の議員 (2) 関係団体を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 市の職員	1 年以内

○高槻市町名地番改正調査委員会規則（抄）

昭和37年1月25日

規則第204号

（趣旨）

第1条 この規則は、高槻市附属機関設置条例(平成24年高槻市条例第36号)第5条の規定に基づき、高槻市町名地番改正調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長）

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（説明等の聴取）

第4条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（地域ごとに設ける委員会）

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、地域ごとに委員会を設けることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市民生活環境部において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

高槻市町名地番改正調査委員会の会議の公開に関する要綱（抄）

平成14年 7月15日施行
最終改正 令和元年 8月13日

（趣旨）

第1条 この要綱は、高槻市審議会等の会議の公開に関する指針（以下「指針」という。）に基づき、高槻市町名地番改正調査委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、指針の第5項に規定する事項について審議するときは、会議の全部又は一部を公開しないことがある。

（公開の方法等）

第3条 会議の公開は、委員会の長が傍聴を希望する者に許可することにより行う。
2 委員会の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会議の秩序の維持に努めるものとする。

（会議を傍聴できるもの）

第4条 公開とした会議は、高槻市町名地番改正調査委員会傍聴要領（以下「傍聴要領」という。）に定めるところにより傍聴を許可しない者を除き、何人も傍聴することができる。

（傍聴の定員）

第5条 傍聴の定員は、10人とする。ただし、会場の都合によりこれを増減することができる。

（傍聴要領）

第6条 傍聴の手続その他傍聴に関し必要な事項は、傍聴要領で定める。

（会議の開催の公表）

第7条 会議の開催は、事前に公表する。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じた場合においてはこの限りでない。

2 前項の公表は、広報紙、ホームページへの掲載又は庁舎内の掲示その他適当な方法に

より行うものとする。(様式第1号)

3 第1項の公表は、主に次に掲げる事項とする。

- ア 会議の名称
- イ 会議の開催日及び場所
- ウ 傍聴に関する事項
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

(資料の閲覧等)

第8条 会議の資料については、原則として閲覧に供するものとする。

2 会議の資料は、会議の終了後、速やかに情報公開所管課に送付し、閲覧等に供するものとする。

(会議録の作成等)

第9条 公開した会議の会議録(以下「会議録」という。)は、速やかに作成する。

- 2 会議録は事務局が作成し、会議録署名委員の承認を受け公表するものとする。会議録署名委員は、2人とし委員長が定める。
- 3 会議録は、情報公開所管課で閲覧等に供するものとする。(様式第2号)
- 4 審議の概要や答申は、ホームページを活用し、公表に努めるものとする。(様式第3号)

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、市民課において行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員会の長が定める。

高槻市町名地番改正調査委員会傍聴要領（抄）

平成14年 7月15日制定
最終改正 令和元年 5月 1日

1 趣旨

この要領は、高槻市町名地番改正調査委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に
関し、必要な事項を定める。

2 傍聴の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の会場の入口において、会議の開催時刻の30分前から先着順に行う。傍聴の希望者は傍聴希望者受付票（様式第1号）に氏名・住所を記入し、委員会の長の許可を受ける。
- (2) 傍聴の受付開始時に傍聴の希望者が傍聴定員を超えるときには、抽選により傍聴者を決定する。
- (3) 前2項により許可を受けた者に高槻市町名地番改正調査委員会傍聴許可証（様式第2号）を交付する。

3 傍聴を許可しない者

- 次のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。
- (1) 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 拡声器・旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
 - (3) 酒気を帯びていると認められる者
 - (4) その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

4 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うものとする。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者に対する措置

傍聴者が会議を傍聴するに当たりこの要領に違反したときは、委員長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

住居表示の実施状況

令和 4 年 3 月 31 日現在

全市面積	105.29 km ²
住居表示市街地認定面積	54.55 km ²
住居表示実施面積	45.40 km ²
全市面積に対する住居表示実施率	43.11 %
市街地認定面積に対する住居表示実施率	83.23 %
町名設定総数	358 町
住居表示実施済町数累計 (未実施町 成合北の町)	357 町

高槻市住居表示整備実施基準(抄)

昭和38年 4月 1日制定
最終改正 平成22年 5月28日

第1 住居表示の実施基準(街区方式)

1 町名の定め方

- (1) できるだけ従来の町の名称(当該区域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称を含む。)に準拠して定めるものとする。
- (2) 市内で同一の町の名称、又はまぎらわしい類似の町の名称が生じる場合等、(1)の基準により難いときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ簡明なものにする。
- (3) 市街地区域においては町名を用い、字名は用いない。
- (4) 同一の町名をつけるのが望ましい地域において、その地域が広大となり、4項の基準に該当しないこととなる場合は、町名に丁目をつける。丁目の数はおおむね4、5丁目程度とする。

2 町割りの方針

町割りはその地域の特性に応じて、街かく式又は結合式を採用する。

3 町の境界

- (1) 町の境界は、道路、河川、水路、鉄道等恒久的な施設又は著名な地物をもってこれにあてる。
- (2) 町の境界線は、河川にあってはその中心線、道路、水路、鉄道にあってはその側線とする。なお、後者の場合、原則としてこれらが東西線の場合は南側線、南北線の場合は西側線とする。
その他の場合は土地の状況により定める。

4 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入りくんだり飛び地が生じたりしないよう簡明な境界線をもって区画された一団を形成するよう留意する。
- (2) 町の規模はおおむね次の基準による。

商業地域 $30,000\text{m}^2 \sim 90,000\text{m}^2$

住宅地域 $60,000\text{m}^2 \sim 120,000\text{m}^2$

工業地域 $90,000\text{m}^2 \sim 150,000\text{m}^2$

ただし、これにより難い場合は地形の形状に応じて適宜の大きさを設定することができるものとする。

5 街区割り

- (1) 街区は道路、河川、水路、鉄道等恒久的な施設又は著名な地物によって画する。
- (2) 私道によって画する場合においては、当該私道がたとえば公衆用道路として利用されているものなど、容易に変更されないようなものを利用する。
- (3) (1)及び(2)により画した場合において、その街区の規模が広大で住居表示の単位として適当でないときは、その街区の恒久的な施設を利用して画する。
- (4) (1)及び(2)により画した場合において、その街区の規模が狭小で住居表示の単位として適当でなく、隣接の街区と併せたほうがよいと認められるものについてはこれらを併せて一つの街区とする。
- (5) 街区の規模は道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとし、おおむね次の基準による。

面積 $3,000\text{m}^2 \sim 5,000\text{m}^2$

戸数 30戸程度

ただし、工場等でこれにより難いときは適宜の大きさで街区を設定することができるものとする。

住居表示に関する法律(抄)

(昭和三十七年五月十日法律第百十九号)

最終改正:平成二六年五月三〇日法律第四二号

(目的)

第一条 この法律は、合理的な住居表示の制度及びその実施について必要な措置を定め、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(住居表示の原則)

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所(以下「住居」という。)を表示するには、都道府県、郡、市(特別区を含む。以下同じ。)、区(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。)及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- 一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号(以下「街区符号」という。)及び当該街区にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号(以下「住居番号」という。)を用いて表示する方法をいう。
- 二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

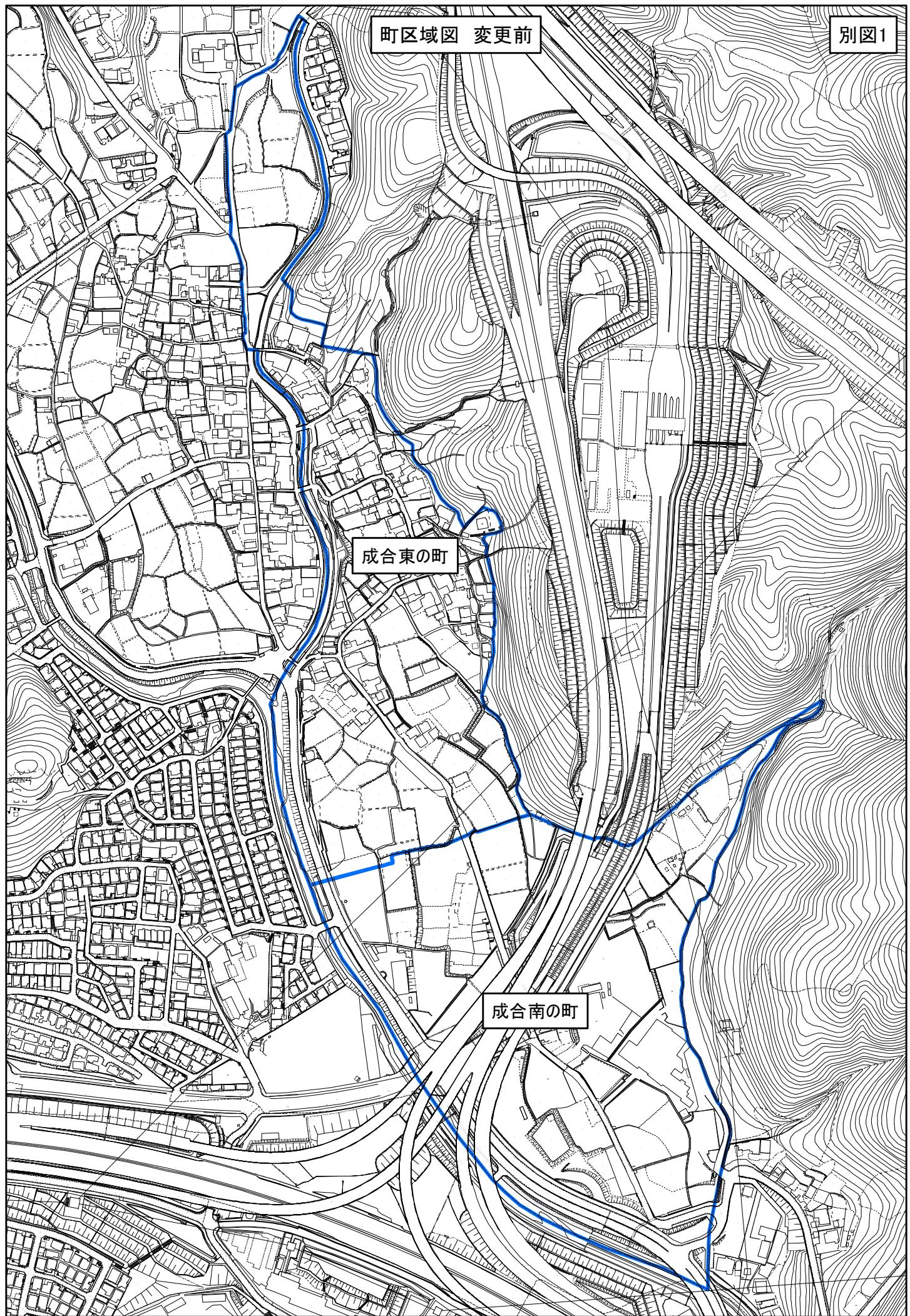
最終改正：令和四年五月二五日法律第五二号

第二百六十条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

- 2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。
- 3 第一項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

町区域図 変更前

別図1



町区域図 変更後

別図2

成合東の町

成合南の町

町区域図

成合東の町

成合南の町

- 成合南の町
- 成合東の町
- 新町界
- \ 成合東の町→成合南の町
- \ 成合南の町→成合東の町

北部大阪都市計画事業成合南土地区画整理事業

市街化予想図

